

赤十字救急法基礎講習・短期講習のご案内

日本赤十字社青森県支部では、事業所・学校・町内会等の皆様からの赤十字救急法基礎講習や短期講習の申し込みを随時、受け付けています。

詳しくは、以下の内容をご確認のうえ、事業推進課までお問い合わせください。

※赤十字救急法救急員養成講習について

新型コロナウイルスの影響により、現在、実施しておりません。

【講習申込にあたってのお願い】

- ・赤十字救急法基礎講習及び短期講習の対象は、原則、青森県内の事業所・学校・町内会等とします。※それ以外は、事業推進課までお問い合わせください。
- ・講習申込される場合は、希望日の **3ヵ月までに**一度、事業推進課までお問い合わせのうえ、日程等の調整をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、3密を避けるため受講人数の制限をお願いしています。(会場により増減いたします。最大20名程度)
- ・新型コロナウイルスの感染状況及び災害発生等により、中止または延期をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

【講習にかかる費用】

希望される講習区分ごとに、費用負担をお願いしています。

講習区分	指導員派遣料	受講料(教材費)
救急法基礎講習	指導員1名につき 5,000円 ※1	1名につき 1,500円
短期講習	指導員1名につき 4時間未満 3,000円 ※2 4時間以上 5,000円 ※2	1名につき 53円~524円 ※3

※1 救急法基礎講習は、受講者10名までは、1名の指導員を派遣します。11名から20名までは、2名の指導員の派遣となります。

※2 短期講習は、日程が数日間にわたる場合は、派遣日数が加算されます。

※3 短期講習で教材を希望される場合は、別途、教材費(小冊子や教本等)の負担をお願いしています。

講習に関するお問い合わせ先は、事業推進課 (TEL 017-722-2011) まで

